ロ．第Ⅱ回短答式試験
平成25年５月26日
企　業　法　10：30～11：30
管理会計論及び監査論　13：00～15：00
財務会計論　16：00～18：00
ハ．論文式試験
平成25年８月23日
監　査　論　10：30～12：30
租　税　法　14：30～16：30
平成25年８月24日
会　計　学　10：30～12：30
会　計　学　14：30～17：30
平成25年８月25日
企　業　法　10：30～12：30
選択科目（１科目）　14：30～16：30
（経営学、経済学、民法、統計学）

２．試験施行地　北海道、宮城県、東京都、石川県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、熊本県、福岡県、沖縄県及びその他公認会計士・監査審査会の指定する場所において行い、その試験場は追って官報に公告する。

３．受験願書の提出　第Ⅰ回短答式試験用の受験願書は、平成24年８月31日から同年９月14日までに、第Ⅱ回短答式試験用の受験願書は、平成25年２月８日から同年２月22日までに、希望する試験施行地を管轄する財務局等に提出すること。

なお、短答式試験全科目免除者及び旧第２次試験合格者等の短答式試験みなし合格者は、第Ⅱ回短答式試験用の受験願書により出願すること。

提出方法は、書留又は簡易書留郵便によるものとし、第Ⅰ回短答式試験用の受験願書は平成24年９月14日まで、第Ⅱ回短答式試験用の受験願書は平成25年２月22日までの消印があるものに限り受け付ける。

（試験施行地）	（管轄財務局等）
北　海　道	北海道財務局
宮　城　県	東北財務局
東　京　都	関東財務局
石　川　県	北陸財務局
愛　知　県	東海財務局
大　阪　府	近畿財務局
広　島　県	中国財務局
香　川　県	四国財務局
熊　本　県	九州財務局
福　岡　県	福岡財務支局
沖　縄　県	沖縄総合事務局

４．受験願書用紙等の請求　郵送による受験願書用紙等の請求は、必ず切手を貼ったあて先明記の返信用封筒を添えて、財務局理財部理財課等あてに行うこと。

５．法令等の適用日　解答に当たり適用すべき法令等は、第Ⅰ回短答式試験は、平成24年４月１日現在施行（適用）のもの、第Ⅱ回短答式試験及び論文式試験は平成25年４月１日現在施行（適用）のものとする。

ただし、論文式試験の租税法については、平成25年１月１日現在施行のものとする。

６．合格発表
イ．第Ⅰ回短答式試験　平成25年１月15日（予定）
ロ．第Ⅱ回短答式試験　平成25年６月21日（予定）
ハ．論文式試験　平成25年11月15日（予定）

７．その他　天災その他のやむを得ない事情により、試験日時等について変更する場合には、別途官報に公告する。

公　告

諮　事　項

工場財団

岩手県盛岡市中央通一丁目７番25号**東北水力地熱株式会社**の工場財団に北上市和賀町仙人６地割44番地３東北水力地熱株式会社和賀川発電所の機械・器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 24 年６月 18 日

盛岡地方法務局花巻支局

有権者申出方

元当局所属公証人熊敏彦の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成 24 年６月 18 日　神戸地方法務局

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

平成 24 年６月 18 日　札幌地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第６条第１項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので、公告する。

記

１　犯罪被害財産支給手続番号　札幌地方検察庁　平成24年第２号
２　犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日　平成24年６月18日
３　支給対象犯罪行為の範囲
⑴　支給対象犯罪行為が行われた期間
平成20年７月９日頃から平成23年１月17日頃までの間
⑵　支給対象犯罪行為の内容
友廣雅昭が「ビブロ」の貸金業者名等で、業として行った出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第５条第３項違反の罪のうち、法定の１日当たり0.3パーセントを超える割合による利息を受領した行為（主な犯行態様については、後記４の⑶を参照）
４　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項
⑴　検察官が既に把握している貸金業者名
ビブロ、ブブロキムラ、キムラ、ムラカミ
⑵　上記貸金業者が利息等を受領した銀行等口座（五十音順）
銀行等（支店）名、口座名義、口座番号の順に記載
ジャパンネット銀行本店営業部　佐々木貴幸　2719469
苫小牧信用金庫明野支店　川上ひろみ　0067048
北洋銀行白石本郷支店　藤井　実　0472317
北洋銀行藻岩支店　岡田　文博　3801553
北陸銀行麻生支店　川上サービス　川上　和夫　5079650
北海道銀行新川中央支店　グット代行サービス　木村　博　0838017
楽天銀行ダンス支店　佐々木貴幸　4037330
⑶　主な犯行態様
○　前記⑴記載の法人名等を名乗って電話をかけ、金員を借りることを勧誘する。
○　担保として、貸付額相当の小切手を郵送させる。
○　金員貸付の契約が成立すると、借主の口座に現金を振り込む。
○　貸金の返済は、前記⑵記載の第三者名義の口座に振り込ませる方法、又は借入時に郵送させた小切手を取り立てる方法により行う。
５　開始決定の時における給付資金の額　金1,844万3,453円
６　支給申請期間　平成24年６月18日から平成24年８月17日までの間
７　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項
⑴　裁判所名　札幌地方裁判所
⑵　裁判年月日　平成23年９月１日
⑶　確定年月日　平成23年９月16日
⑷　被告人の氏名又は名称　友廣　雅昭